

平成 28 年度 三島地域支援事業助成金 公募要領（案）

1. おおさか地域創造ファンドの目的

おおさか地域創造ファンドは、官民連携により設置した基金の運用益を活用し、技術や人材、歴史・伝統など地域の資源を活用した新しい事業にチャレンジする中小企業者等に対して、その事業の立ち上げ経費の一部を助成し、事業化を支援し、地域の活性化を図ろうというものです。

[おおさか地域創造ファンドの概要]

- ・ 基金総額 200 億円
- ・ 事業期間 10 年間
- ・ 事業主体 (公財)大阪産業振興機構

2. おおさか地域創造ファンド地域支援事業の実施主体

(1) 三島地域活性化推進協議会

三島地域活性化推進協議会(事務局＝吹田商工会議所)が、おおさか地域創造ファンド三島地域支援事業（吹田市・茨木市・高槻市・摂津市・島本町が対象地域）の実施主体として、助成対象事業の公募、審査・選定、助成金の交付、事業支援などを行います。

地域活性化推進協議会は、おおさか地域創造ファンド地域支援事業を効果的に推進するため、府内 8 箇所の地域毎に、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等の参画を得て設置した組織です。

[三島地域活性化推進協議会の概要]

(設置目的)

おおさか地域創造ファンドを活用し、技術や人材、歴史、伝統など地域の資源を活かした新しい事業を創出し、産業振興をはじめ地域の活性化を図る。

(構成団体等)

吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、島本町、吹田商工会議所、茨木商工会議所、高槻商工会議所、摂津市商工会、島本町商工会
株式会社池田泉州銀行、北おおさか信用金庫
株式会社日本政策金融公庫吹田支店

(設置日)

平成 19 年 5 月 2 日

(事務局)

吹田商工会議所

(2) (公財)大阪産業振興機構

おおさか地域創造ファンド事業の実施主体である(公財)大阪産業振興機構において、三島地域活性化推進協議会で審査・選定された事業について、最終審査を行います。

3. 公募事業の内容

(1) 地域支援事業の助成対象事業

おおさか地域創造ファンド地域支援事業の助成対象となる事業は、技術や人材、歴史・伝統など地域の資源を活かした新しい事業であり、地域の中小企業に広く波及効果を与えるなど地域活性化に資する次の事業です。

①地場産業の技術・製品を活用した事業

- ・ 地域資源である地場産業等の鉱工業品の技術を不可欠なものとして用いられる商品の開発、生産又は需要の開拓
- ・ 地域資源である地場産業等の鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

②観光文化資源を活用した事業

- ・ 地域資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓

③農林水産資源を活用した事業

- ・ 地域資源である農林水産物をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

④地域人材を活用した事業

- ・ 地域資源である人材を活かして行われるプロジェクト

⑤地域の産学官連携による事業

- ・ 地域の大学、研究機関又は人材との連携による新商品の開発、生産又は需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓

⑥その他上記に準ずる事業

(新しい事業とは)

新しい事業にチャレンジする取り組みが助成対象であり、すでに事業化され収入を得ている事業や、機械装置等の購入の占める割合が多いなど設備投資が主たる事業とみなされる事業は助成対象となりません。

(他の助成金等との関係)

同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。また、上記補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募申請書類の中にその旨を記載してください。

(外部委託の制限)

助成対象事業は、応募される実施主体が主体となって実施していただく必要がありますので、過半(50%以上)を外部に委託する事業は助成対象となりません。

(2) 三島地域支援事業の助成対象事業

三島地域において公募する事業は、(1)に記載した事業のうち、「三島地域活性化プラン」(平成19年7月策定、三島地域活性化推進協議会)で定めた次の事業とします。

① 三島地域活性化の目標・方向性

**地域の知的資源・人的資源を生かした地域産業創出モデルの確立と
地域ニーズを満たす生活文化環境づくりの支援**

三島地域には、付加価値の高い新たな産業創出の基盤となる大学や研究機関などの知的資源、人的資源等が蓄積しています。それらを活用し、地域産業を創出することで地域の活性化を図ることを目標とします。

また、先端成長企業育成のみならず、住宅地域として生活文化環境の向上を求める地域ニーズも高いことから、それを満たす事業の支援、地域ブランド力向上に資する事業の支援も視野に入れ、事業展開を図ることも目標とします。

② 公募事業の内容

今回、公募する事業は、上記の目標・方向性に沿った次の事業といたします。公募事業のイメージとしては以下の通りであり、これに準ずる事業も対象とします。

<公募事業のイメージ>

ア. 地域産学・産産連携事業分野

三島地域には多くの大学・研究機関が立地しています。それら教育研究基盤資源と連携した中小企業者等の事業を公募事業とします。その連携事業が先行事例となり、地域での他の連携事業を誘発することで、地域活性化に資することを望んでいます。

イ. 先端成長産業集積創出事業分野

交通アクセス等の社会基盤資源も充実し、大学等の知的資源も集積しています。三島地域に先端成長産業が生まれ集積化する基盤は存在します。新たな事業に取り組むことにより、地域に新産業が生まれることを期待しています。地域経済に波及効果のあるような中小企業者等の事業を公募事業とします。

ウ. 地域ニーズ密着型ビジネス創出分野

住宅地域として生活文化環境に対する意識も高く、多くの課題が提起されています。それらの解決に資する地域ニーズに密着した事業を公募事業とすることで、地域と産業の結びつきを強化していきたいと考えています。

エ. 地域情報発信事業分野

大阪・京都のベッタウンで地域への帰属意識が薄く、地域にある特徴的な資源が活かしきれれていません。三島地域の良さを域内・域外に発信することで、地域のアイデンティティやブランド力を形成することに資する事業を公募事業とします。

オ. 地域起業家育成分野

豊富な人的資源を持ち、開業率も高い地域です。三島地域に住む起業家の地元での起業・事業化を公募事業とすることで、地域の活力向上を目指します。

4. 公募事業の実施主体(応募できる方)

公募事業の実施主体(応募できる方)は、次のとおりです。

- ① 現在事業を営んでいない方で、三島地域において創業を予定されている方
(三島地域において新規創業後1年を経過していない中小企業者を含む)
- ② 三島地域に主たる事業所等を有する中小企業者又は中小企業者のグループ
- ③ 三島地域において事業を実施する中小企業者以外の次の法人
〔 特定非営利活動法人、農事組合法人、国立大学法人・公立大学法人
及び学校法人、社団法人・財団法人、商工会・商工会議所 〕
※国立大学の場合は、事前にご相談ください。

(中小企業者とは)

- ・ 「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月11日法律第147号)第2条に定める中小企業者とします。(別紙のとおり)

(中小企業者のグループとは)

- ・ 「中小企業者のグループ」とは、応募事業を実施するために分担金方式等により複数の中小企業者で構成されたグループとします。この場合、三島地域に主たる事業所等を有する中小企業者又は商工会・商工会議所を代表者にしてください。
- ・ グループ構成員に中小企業者以外の任意団体が参画することは可能ですが、中小企業者の構成比が2分の1以上であることを要件とさせていただきます。

5. 応募資格・要件

応募事業の実施主体のうち、次に掲げるものは応募すること、又は審査を受けることができません。

- ① 公的助成金であることから、社会通念上、助成金交付を受けるのにふさわしくない次の方は応募することができません。
 - ア. 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していないもの
 - イ. 地方税に係る徴収金を完納していないもの
 - ウ. 宗教活動や政治活動を目的にしているもの
 - エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの
- ② 次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外します。
 - ア. 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ. 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ウ. その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

6. 助成対象経費

応募事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、助成金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、助成事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

事業区分	内 容
1. 製品・技術開発	①調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等) ②専門家(講師)謝金・旅費 ③一部を委託する経費 ④原材料費(仕入れとみなされるものを除く) ⑤機械装置、工具器具又は簡易な建築物の購入、製造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費(汎用性が高く使用目的が特定できないもの、量産のための設備投資とみなされるものを除く) ⑥外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費(初期費用のみ) ⑦知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用(特許等登録料、審判費用、登録印紙代等を除く)
2. 販路開拓	①調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等) ②専門家(講師)謝金・旅費 ③一部を委託する経費 ④展示会等の会場整備費、会場借料、出展料 ⑤広告宣伝費、ホームページ作成費
3. 人材養成	①調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等) ②専門家(講師)謝金・旅費 ③一部を委託する経費 ④研修会等の会場整備費、会場借料 ⑤広告宣伝費、ホームページ作成費 ⑥研修費(受講料・原稿料等)
4. その他事業	事業の実施に直接必要な経費で上記に準ずるもの
5. 事務費	①従事者旅費 ②会議費(お茶代)、会場借料、借損料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、通訳料、翻訳料、保険料、消耗品費、備品購入費、雑役務費 ③短期的なアルバイト等の賃金・交通費 ④事業実施に必要な事務所・工場等の改装費(建替え、増築を除く)、賃借料、共益費(保証金、敷金、仲介手数料を除く) ⑤法人設立に要する司法書士等手続き代行費用

※対象外経費は次のとおりです。

人件費、借入に伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用

※助成対象事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

7. 助成額・助成率・助成期間

助成額・助成率・助成期間については、次のとおりとします。

助成限度額	助成率	助成期間
500 万円	2 分の 1 以内	平成 28 年 10 月～平成 29 年 12 月

※助成率は、2 分の 1 で申請いただきますが、審査の結果、高評価が得られた事業は助成率を最大 3 分の 2 まで引き上げて交付決定する場合があります。詳しくは三島地域推進協議会事務局までお問合せください。

※複数年度にわたる事業の場合、事業採択は初年度に行いますが、助成金の交付申請については、事業報告と合わせて毎年度行っていただき、審査を受けていただくこととなりますのでご注意ください。

※ 事業が採択された場合でも、申請いただいた助成金交付希望額について、助成金対象経費の精査等により、減額して交付決定させていただく場合があります。

※ 助成金の交付は、年度毎の助成期間終了後の精算払いとなりますのでご注意ください。

(公募事業の助成期間)

- ・ 平成 28 年度の助成期間(事業実施期間)は、交付決定(平成 28 年 10 月 3 日予定)から平成 29 年 12 月 29 日です。

(公募事業の予算額等)

- ・ 三島地域の公募事業は、(公財)大阪産業振興機構が配分する予算の範囲内で事業を選定し、助成金交付額を決定いたします。
- ・ また、「4. 公募事業の実施主体」中、③に該当する方への助成金の総額は、当該予算全体の 30%未満とさせていただきます。

8. 応募方法

次の提出必要書類を、三島地域活性化推進協議会事務局(吹田商工会議所)、又は三島地域の商工会・商工会議所まで提出してください。

(提出必要書類)

- ① 応募申請書(様式第1号)
 - ② 事業計画書(様式第2号)
 - ③ 誓約書
 - ④ グループの概要(様式第3号)、代表者選定報告書(様式第4号)
※グループ申請の場合のみ
 - ⑤ 補足説明資料(様式自由、A4サイズ)
 - ⑥ 添付書類
 - ア. 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書(3ヶ月以内)、個人の場合は印鑑証明書(3ヶ月以内)
 - イ. 直近2期分の決算関係書類(財務諸表、確定申告書又は納税(課税)証明書)
(決算期が2期に達していない場合は1期分)
 - ウ. 事業や法人を紹介するパンフレット等、組合等は事業計画書・事業報告書
- ※ 提出部数は、様式1～4号、登記簿謄本、現在事項全部証明書、印鑑証明書、納税(課税)証明書は原本1部、その他の書類はコピー1部を提出してください。
- ※ 提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

(公募要領等の配布)

公募要領及び応募申請書等の様式については、平成28年5月20日(金)14時から平成28年7月20日(水)までの間、三島地域活性化推進協議会事務局(吹田商工会議所)及び三島地域の商工会・商工会議所等で配布しています。また、下記のホームページからもダウンロードできます。

<URL> <http://www.suita.cci.or.jp/mishima/>

(応募受付期間・受付場所)

平成28年7月11日(月)から平成28年7月20日(水)まで(土・日曜日は除く)

※受付時間は午前9時から午後5時まで

吹田商工会議所	〒564-0041	吹田市泉町2-17-4	TEL 06-6330-8001
(三島地域活性化推進協議会事務局)			
茨木商工会議所	〒567-8588	茨木市岩倉町2-150	TEL 072-622-6631
(立命館大学いばらきフューチャープラザ1F)			
高槻商工会議所	〒569-0078	高槻市大手町3-46	TEL 072-675-0484
摂津市商工会	〒566-0021	摂津市南千里丘4-35	TEL 06-6318-2800
島本町商工会	〒618-0021	三島郡島本町百山4-1	TEL 075-962-5112

(応募に関するお問い合わせ)

本公募事業にかかるご相談は、三島地域活性化推進協議会事務局（吹田商工会議所）及び三島地域の商工会・商工会議所でお受けしております。事前にお電話をいただきましたら、地域活性化コーディネーター等とのご相談日時を決めさせていただきます。

9. 選考方法

(1) 助成事業選定委員会

選考は、三島地域活性化推進協議会に設置された外部委員等による「助成事業選定委員会」において、書類審査及び面接審査(プレゼンテーション)により行います。

(2) 審査の手順

①書類審査（お問合せ、ご訪問等する場合もあります）

応募資格及び申請内容に関する書類審査(一次選考)を実施します。

内容等に不明な点があれば、協議会事務局よりお問合せ、ご訪問等いたします。

②面接審査(プレゼンテーション)

書類審査を通過した方は、応募いただいた事業計画について、プレゼンテーションを行っていただき、助成事業選定委員会委員によるヒアリングを行います。

面接審査については、平成28年8月下旬を予定していますが、時間帯などについては、対象者には別途、お知らせいたします。(会場：吹田商工会議所)

(3) 審査基準

審査は、次の基準に基づき総合的に行います。

- ①新規性・・・社会的、地域的に新しい取り組みであるか。
- ②市場性・・・ニーズがあるか、又はニーズを掘り起こすことが可能か。市場自体に魅力があるか。
- ③成長性・・・今後、成長が期待される分野であるか。その中で事業拡大できるか。
- ④革新性・・・競合商品・サービスとの比較において、競争優位性のある特徴を持っているか。
- ⑤実現可能性・・・事業を実施する体制が構築されているか。資金調達力はあるか。
- ⑥地域活性化への波及効果・・・地域の中小企業への波及効果や、地域イメージの向上など、地域経済に好影響を与えうるか。地域として支援する意義があるか。

(4) おおさか地域創造ファンド事業審査委員会

三島地域活性化推進協議会で審査・選考された事業について、おおさか地域創造ファンド事業の実施主体である(公財)大阪産業振興機構に設置された審査委員会において、最終審査を行った上で、助成対象事業を採択いたします。

(5) 審査結果

審査の結果については、平成28年9月下旬に書面にて通知いたします。審査内容に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(6) 公表

採択された事業については、事業主体名、事業名、事業概要等について、公表させていただきます。

(7) 採択後のスケジュール

審査結果通知後、助成金交付申請書を提出していただき、助成金の交付決定を行います。助成金交付申請にかかる手続き等については、別途、ご案内させていただきます。

助成金は精算払いとなります。助成事業終了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出していただき、確認させていただいた上で、助成金を交付いたします。

なお、今回の公募に係る助成金の助成期間は、交付決定を受けた日（平成28年10月3日（予定））から平成29年12月29日までとなり、助成金の交付は、平成30年2月中旬頃を予定しておりますのでご注意ください。

10. 助成事業者の義務

- ①助成事業の経費の配分の変更（2割以上の場合）又は事業内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、事前に承認を得てください。
- ②事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- ③助成事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- ④助成事業完了後又は事業年度終了後、助成金交付のため、支払いの証拠書類等を添付して実績報告書を提出していただきます。
- ⑤助成事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効率的な運用を図っていただかなければなりません。
- ⑥助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価額が1件当たり10万円以上）を、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- ⑦助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。
- ⑧助成事業終了後においても、公益財団法人大阪産業振興機構理事長の求めに応じ、各年における助成事業成果の企業化状況等を報告いただきます。

<別紙>

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年十二月十一日法律第四百七号）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年五月二十六日政令第百八十二号）

（中小企業者の範囲）

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの